

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員給与規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 27 条の規定により、正規職員及び嘱託職員（以下「正規職員等」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 この規程において「給与」とは、給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、職務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、管理職手当、退職手当、休日勤務手当及び処遇改善手当をいう。

第 2 章 給料

(給料の支給)

第 3 条 正規職員等には、正規の勤務時間による勤務の報酬として給料を支給する。

2 正規職員等の給与及び賃金は法律などによって特に認められた場合又は次に掲げるものを給与から差し引く場合を除き、その全額を支払わなければならない。

(1) 源泉所得税

(2) 市県民税

(3) 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分

(4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分

(5) 職員代表との書面による協定により賃金から控除するとしたもの。

ア 職員互助会掛金

イ 団体扱いに係る生命保険等の保険料又は掛金

ウ 預貯金

(6) 前各号に定めるもののほか、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が特に認めたもの。

(給料表)

第 4 条 正規職員に適用する給料表は、別表 1 に掲げるとおりとする。

2 60 歳を超える職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

(正規職員の級)

第 5 条 正規職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき級別職務分類表は会長が別に定める。

(初任給)

第 6 条 新たに正規職員等となった者の号級は、その者の学歴、免許、経験年数、技術等を考慮して会長が別に定める。

(昇給)

第 7 条 正規職員の昇給は、会長が定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により正規職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した正規職員の昇給の号俸数を 4 号俸とすることを標準として会長の定める基準に従い決定するものとする。

3 正規職員等の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 第 1 項に規定する会長が定める日は、毎年 1 月 1 日（以下「昇給日」という。）とする。

5 正規職員等の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 正規職員等の昇給は、60 歳に達した日後の最初の 3 月 31 日を超えて行うことができない。

7 第 1 項から前項までに規定するもののほか、正規職員等の昇給に関し必要な事項は、会長が定める。

(給料の更正)

第 7 条の 2 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会事務局長（以下「事務局長」という。）は、正規職員の現に受けている号俸又は給料月額がその者の担当する職務の内容及び責任の度合が同程度である他の正規職員との権衡上適当でないと認めるときは、会長の定めるところによりその者の号俸又は給料月額を上位に定めることができる。

(昇格)

第 8 条 正規職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第 5 条に掲げる職務への昇格については、会長が定める。

(降任又は転任)

第 8 条の 2 正規職員の昇格は、60 歳に達した日後の最初の 3 月 31 日を超えて行うことができない。

(給料の支給方法等)

第 9 条 給料は、月の 1 日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月 16 日に支給するものとする。ただし、その日が休日又は土・日曜日に当たるときは、休日又は土・日曜日でないその日前において、その日に最も近い日に支給する。

3 新たに正規職員等となった者には、正規職員等となった日から給料を支給し、給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 4 正規職員等が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 正規職員等が死亡したときは、その日まで給料を支給する。
- 6 前2項の規定により給料を支給する場合においてその給料の額は、その月の現日数から、勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 7 前各項の定めによるもののほか、給料の支給方法について必要な事項は、会長が定める。

第3章 手当

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある正規職員に支給する。

- 2 前項の扶養手当とは、扶養親族のある正規職員に対して支給する。
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 心身障害者（心身障害の程度が著しく終身労務に服することができない程度の者）
- 3 扶養手当の認定、扶養手当の額及び支給方法については、千曲市に準ずる。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、その運賃等を負担することを常例とする正規職員等及び自動車その他の交通手段を使用することを常例とする正規職員等に支給する。ただし、通勤距離が2キロメートル未満である場合を除く。

- 2 通勤手当の額及び支給方法は、千曲市に準ずる。

(時間外勤務手当等)

第12条 時間外勤務手当は、勤務時間外に勤務を命ぜられた正規職員等に対しその勤務した時間について支給する。

- 2 休日勤務手当は、休日（日曜日及び土曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）・12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）に命ぜられた正規職員等に対しその勤務した時間について支給する。
- 3 前項の日に準ずるものとして、会長が定める日において勤務を命ぜられた正規職員等についても、同様とする。
- 4 時間外勤務手当及び休日勤務手当の額及び支給方法は千曲市に準ずる。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次に掲げる正規職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている正規職員。
- (2) その所有に係る住居に居住している正規職員で世帯主であるもの。

- 2 住居手当の額及び支給方法は、千曲市に準ずる。

(特殊勤務手当)

第 14 条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する正規職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(期末手当)

第 15 条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次の条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する正規職員等に対して支給する。基準日前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した正規職員等（会長が定める正規職員等を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額及び支給方法は、千曲市に準ずる。ただし、介護サービス事業所、障がいサービス事業所に勤務する職員の期末手当の額及び支給方法は、処遇改善手当を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第 16 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する正規職員に対して支給する。基準日前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した正規職員（会長が定める正規職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額及び支給方法は、千曲市に準ずる。ただし、介護サービス事業所、障がいサービス事業所に勤務する職員の勤勉手当の額及び支給方法は、処遇改善手当を考慮して支給する。

(寒冷地手当)

第 17 条 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの期間（以下「支給期間」という。）内における各月の初日（以下「基準日」という。）において、千曲市に在勤する正規職員（以下「支給対象正規職員」という。）に対して支給する。

(寒冷地手当の額)

第 17 条の 2 寒冷地手当の月額、基準日における次の各号に掲げる正規職員の区分に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 世帯主（主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいう。）次号において同じ。）である正規職員であって、扶養親族（以下「扶養親族」という。）のあるもの（扶養親族のある正規職員であって千曲市に居住する扶養親族のないもののうち、会長が定める正規職員を除く。） 17,800 円

(2) 世帯主である正規職員であって、前号に掲げる正規職員以外のもの 10,200 円

(3) 前 2 号に掲げる正規職員以外の正規職員 7,360 円

2 前項の規定にかかわらず、会長が定める場合に該当する支給対象正規職員の寒冷地手当の額は、前項の規定による額を超えない範囲内で、会長が定める額とする。

(寒冷地手当の支給方法)

第 17 条の 3 寒冷地手当は、支給期間内において、給料の支給方法に準じて支給する。

(管理職手当)

第 18 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある正規職員のうち、会長が定めるものに支給する。

2 管理職手当の額及び支給方法は、会長が定める。

(処遇改善に関する手当)

第 19 条 処遇改善に関する手当は、賃金等の改善を目的として行政等の給付金により支給する。

2 処遇改善に関する手当の額及び支給方法は、会長が定める。

第 4 章 休職者の給与

(休職者の給与)

第 20 条 正規職員及び嘱託職員が、業務上、負傷し又は疾病にかかり、休職の処分を受けたときは、その期間中その者に給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の適用を受け、休業補償給付を受けた場合には、その者の給与の全額から、この給付を受けた額を減額して支給するものとする。

2 正規職員及び嘱託職員が業務外の傷病により、就業規則第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる理由に該当して休職の処分を受けたときは、全国健康保険協会の傷病手当金の適用を受け支給される以外は、支給しない。

3 正規職員及び嘱託職員が罪を犯し、就業規則第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる理由に該当して休職の処分を受けたときは、その休職期間中給与を支給しない。

4 休職処分を受けた正規職員および嘱託職員には、本条に定める給与のほかいかなる給与も支給しない。

5 この規程にないものについては、会長が定める。

第 5 章 退職手当

(退職手当)

第 21 条 退職手当の額及び支給方法については、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会職員の退職手当に関する規程を準用する。

(給与の減額)

第 22 条 正規職員が就業規則第 18 条に規定する勤務時間中に勤務しない場合においては、同規則に特別の定めのある場合又は会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給することができる。

第 6 章 雑則

(嘱託職員の給与)

第 2 3 条 就業規則第 2 条第 1 項第 2 号に定める嘱託職員の給与及び手当は、会長が定める。

2 給与の支給方法・休職期間中の給与・給与の減額は、それぞれ第 9 条・第 2 2 条の規定を準用する。

(復職者等の給料月額調整)

第 2 4 条 休職のため勤務しなかった正規職員が復帰するに至った場合において、他の正規職員との均衡上必要があると認められるときは、復職するに至った日以後において、会長の定めるところにより、その者の号俸又は給料月額を調整することができる。

(補則)

第 2 5 条 この規程の実施に関し、定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この項から附則第 4 号までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 改正前の規程 この規程による改正前の千曲市社会福祉協議会正規職員給与規程をいう。

(2) 改正後の規程 この規程による改正後の千曲市社会福祉協議会正規職員給与規程をいう。

(3) 経過措置対象正規職員 平成 16 年 10 月 29 日(以下「旧基準日」という。)から引き続き千曲市に在勤する正規職員をいう。

(4) 基準世帯等区分 経過措置対象正規職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の規程第 17 条第 2 項に規程する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)のうち、改正前の規程を適用したとしたならば算出される規程による加算額または基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

(5) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象正規職員につき、改正後の規程第 17 条に規程する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を 5 で除して得た額をいう。

3 基準日(その属する月が平成 21 年 3 月までのものに限る。)において経過措置対象正規職員である正規職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額(以下この項において「特

例支給額」という。)が、その者につき改正後の規程第 17 条の 2 第 1 項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の規程第 17 条及び第 17 条の 2 の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成 16 年 11 月から平成 17 年 3 月まで	6,000 円
平成 17 年 11 月から平成 18 年 3 月まで	10,000 円
平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月まで	14,000 円
平成 19 年 11 月から平成 20 年 3 月まで	18,000 円
平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月まで	22,000 円

4 改正後の規程第 17 条の 2 の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象正規職員である者について準用する。

(実施規定)

5 前 4 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の規定については、平成 24 年 6 月 30 日限り、その効力を失う。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 30 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。